

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成30年6月21日

今治市監査委員 渡辺英徳  
同 野間有造

| 監査対象機関   | 監査結果報告書の日付 |
|--|------------|
| 健康福祉部 保育課  | 平成30年5月24日 |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 保育料の督促状に指定すべき納付期限については、今治市債権管理規則第4条第2項において、督促状の発付の日から20日以内とすることとされているため、これにより適切に取り扱われたい。</p> |            |
| <p>(措置の内容)</p> <p>1 今治市債権管理規則に従い、納入期限を督促状の発布の日の翌月10日に改めた。システム変更完了次第、変更後の督促状での運用を開始する。</p>                                      |            |

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 書 の 日 付 |
|--|---------------------|
| 健康福祉部 生活支援課  | 平成 30 年 5 月 24 日    |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 履行期限を延長し、分割調定を適用した返還金等については、今治市債権管理規則第21条第1項により、毎会計年度の歳入に係る債権以外の債権として債権現在高調書を作成し、財産に関する調書の債権として登載されたい。</li> <li>2 未収入金の繰越しについては、今治市会計規則第21条により、当該年度内に収入できなかったものは、出納閉鎖の日の翌日において、また、繰越しされた未収入金が収入できなかったものは、当該年度の終了の日の翌日において、適切に繰越調定されたい。</li> <li>3 週休日及び休日の振替、時間外勤務命令簿及び出勤簿の記載等については、人事課発出文書に沿って適正に事務処理されたい。</li> </ol> |                     |
| <p>(措置の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 分割調定を適用している返還金等については、一括調定を適用する事務処理に改めてまいります。</li> <li>2 平成29年度の未収入金繰越分より、当該年度内に収入できなかったものは、出納閉鎖の日の翌日において、また、繰越しされた未収入金が収入できなかったものは、当該年度の終了の日の翌日において、適切に繰越調定してまいります。</li> <li>3 週休日及び休日の振替漏れや、出勤簿や時間外勤務命令簿の記載誤りが出ないよう、人事課発出文書に沿って適正に事務処理をするようにいたします。</li> </ol>   |                     |

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 書 の 日 付 |
|---|---------------------|
| 農水港湾部 農林振興課   | 平成 30 年 5 月 24 日    |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関前農産物加工施設使用料については、今治市農産物加工施設条例第15条第2項において、使用許可の際に納付しなければならないとされているため、4月使用分の許可を3月中に行った場合は、3月中に適正に調定・収納処理されたい。</li> <li>2 河之内ふれあい農園における使用期間の更新については、今治市河之内ふれあい農園条例施行規則第4条第1項において、使用期間満了日の3月前までに申請書を提出しなければならないとされているため、適切な取り扱いをされたい。また、使用期間については、今治市河之内ふれあい農園条例第9条第2項において、通算で5年間を超えることができないとされているため、適正な取り扱いをされたい。</li> <li>3 週休日の振替について、届出が提出されていないものや未取得となっているもの、また、時間外勤務命令簿の記載等に不備があるものが見受けられた。今後は、人事課発出文書に沿って適正に事務処理されたい。</li> </ol>   |                     |
| <p>(措置の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主な受付窓口となる関前支所住民サービス課へ、改めて今治市農産物加工施設条例及び施行規則の諸条件を遵守するよう指導を行うとともに、受付後の使用許可書の写しを本課へ送付することで、許可、調定、収納の処理が適正に行われているか確認するよう改めた。</li> <li>2 河之内ふれあい農園における使用期間の更新については、使用期間満了日の4月前を迎えた時点で、使用者に更新の意思確認を行い、更新希望者については所定の期間内に手続きを行っていただくよう改めた。<br/>また、使用期間については、施設の積極的な利用という点からも、改めて今後の運用方法を決定するとともに、利用率の低迷が続いていること考慮し、施設の見直しも含めて検討したい。</li> <li>3 週休日に勤務を命じた場合は、週休日の振替届を人事課へ提出するとともに、振替取得管理簿を作成し、振替の発生から取得までの管理を行い、該当職員が所定の期間内に振替を取得できるよう改善した。<br/>また、時間外勤務については、日々の命令から入力作業までを、必ず複数の職員で確認を行うよう、管理体制を再確認した。</li> </ol> |                     |

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 書 の 日 付 |
|--|---------------------|
| 農水港湾部 水産課  | 平成 30 年 5 月 24 日    |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁港占用料について、全部又は一部免除の対象となるものは、漁港占用料等減免申請書を提出させるものとし、減免する場合は漁港施設占用料等減免通知書により申請者に通知されたい。</li> <li>2 未収入金の繰越しについて、今治市会計規則第21条1項により、毎会計年度において調定したもので、当該年度所属歳入に収入できなかったものは、出納閉鎖の日の翌日において繰越調定されたい。</li> <li>3 維持修繕料及び委託料について、分割発注が疑われるものが見受けられたので、経費節減に繋がるように計画的かつ合理的執行に努められたい。</li> </ol> |                     |
| <p>(措置の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 全部又は一部免除該当者からの減免申請書の提出を徹底し、対して減免通知書を発行するよう改善しました。</li> <li>2 会計規則に基づき適正な事務執行を行うよう改善しました。</li> <li>3 現地状況や発注時期および相手先等について慎重に内部で確認・協議し、契約規則に基づいた適正な事務執行を行うよう改善します。</li> </ol>  |                     |